

扶養親族の申請をされる方へ

(扶養手当・共済組合の被扶養者認定)

※ この冊子は、「扶養手当チェック票」・「職員共済組合被扶養者チェック票」でチェック終了後、扶養申請が必要となった方のみお読みください。

【目次】

- ・ 扶養手当・共済組合の被扶養者認定を申請される場合の提出書類【一覧】
- ・ 扶養手当 記載例
- ・ 職員共済組合の被扶養者認定について
- ・ 扶養事実届出書記載例

【提出期限】

令和6年2月14日(水)必着

- ・ 申請される場合は、届出書と必要書類を揃えて、他の書類と一緒に期限までに労務課給与係へご提出ください。
- ・ 児童手当については、4月1日の採用後に「2 給与関係書類の記入にあたって」の「9 児童手当について」のとおり手続きを行ってください。

※注意※

- ・ 扶養手当における「扶養」と共済組合（健康保険証）における「扶養」、税控除における「扶養」は認定条件が異なりそれぞれに手続きが必要です。税控除の「扶養」親族の申請で、共済や扶養手当の申請をしたことにはならないのでご注意ください。
- ・ 扶養手当と共済組合（健康保険証）の被扶養者認定の申請には、別紙（3枚組）の「扶養控除等異動申告書・扶養親族等（異動）届」を使用してください。
- ・ 税控除の扶養親族の申請には、「令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を使用してください。詳細は、「2 給与関係書類の記入にあたって」の「10 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 記入要領」をご覧ください。
- ・ 扶養手当の申請の際には、「2 給与関係書類の記入にあたって」の該当ページを、共済組合（健康保険証）の被扶養者認定の申請は「P.8 職員共済組合の被扶養者認定について」を必ず読んでください。

【問合せ先】

扶養手当	労務課 名倉・水島・木村	045-671-2158
児童手当	労務課 伊藤(里)・伊藤(和)・加藤・平山	
職員共済組合の被扶養者認定 (健康保険証関係)	職員共済組合 田中・石川・遠山・野上	045-671-3402

※扶養手当と共済組合は個別に扶養認定をしているため、それぞれの担当に連絡してください。

扶養手当・共済組合の被扶養者認定を申請される場合の提出書類

【凡例】 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合は提出 ×・・・提出不要・対象外

扶養親族の状況	提出書類	申請項目・続柄	扶養手当		共済(被扶養者認定)		
			子	配偶者 /その他	配偶者	子	親・その他
共通書類 申請する場合に必ず提出していただく書類	①扶養控除等異動申告書・扶養親族等(異動)届(3枚組)	ダウンロードしたもの(対象者が4人以上の場合は複数セットご用意ください。)	○	○	○	○	○
	②被扶養者収入状況申告書	ダウンロードしたもの(原本は次ページAセットへ)	○	○	×	×	×
	③扶養状況申立書	ダウンロードしたもの(原本は次ページAセットへ)	○	○	×	×	×
	④対象者の個人番号入り住民票のコピー 世帯全員の記載があり、続柄の記載がある3か月以内に発行のもの(公印あり) ※4月1日時点で居住する住所の住民票が必要です。書類提出期限より後に転居予定の方は住民票が取得でき次第、扶養申請の書類一式を提出して下さい。	・次ページAセット用 【個人番号部分は全て黒塗りしてコピーをとってください。】 ・次ページBセット用 【対象者以外の個人番号は黒塗りしてコピーをとってください。】	○	○	○	○	○
	⑤扶養事実届出書	ダウンロードしたもの(原本は次ページBセットへ)	×	×	○	○	○
	⑥対象者の令和5年度の課税(非課税)証明書 ※(その時点で取れる最新のもの)	原本とコピー(原本は次ページBセットへ)	△	○	○	△	○
	⑦子(高校生以上)の在学証明書 ※	原本とコピー(原本は次ページBセットへ)	△	×	×	△	×
	⑧入庁前(令和6年3月現在)の扶養親族の保険証	コピー	×	×	○	○	○
	⑨職員と対象者の関係がわかる戸籍謄本等	原本とコピー(原本は次ページBセットへ)	×	×/○	×	×	○
収入がある場合	給与・アルバイト収入	⑩雇用契約書(時給、勤務時間、1か月当たりの勤務見込み日数が明記されているもの)、直近3か月分の給与明細コピー及び令和5年分源泉徴収票コピーの3点	△	△	△	△	△
	年金収入	⑪最新の年金振込通知書コピー	△	△	△	△	△
	事業収入	⑫確定申告書(税務署の受付印があるもの)一式コピー(収支内訳書付)	△	△	△	△	△
過去1年以内に離職日または雇用保険受給期間・雇用保険受給延長期間がある場合 または 現時点で無職無収入だが、課税証明書に給与収入額(0円を除く)が表記されている場合	⑬雇用保険に関する確認書	ダウンロードしたもの(原本は次ページBセットへ)	×	×	△	×	△
	⑭上記⑬でチェックした項目に応じて必要となる書類	「雇用保険に関する確認書提出時に必要な添付書類等」を参照してください。	×	△	△	×	△
	⑮令和4・令和5年分源泉徴収票のうち、退職した年の分の源泉徴収票	コピー	×	△	△	×	△
各種医療証を交付されている場合	⑯各種医療証	コピー	×	×	△	△	△

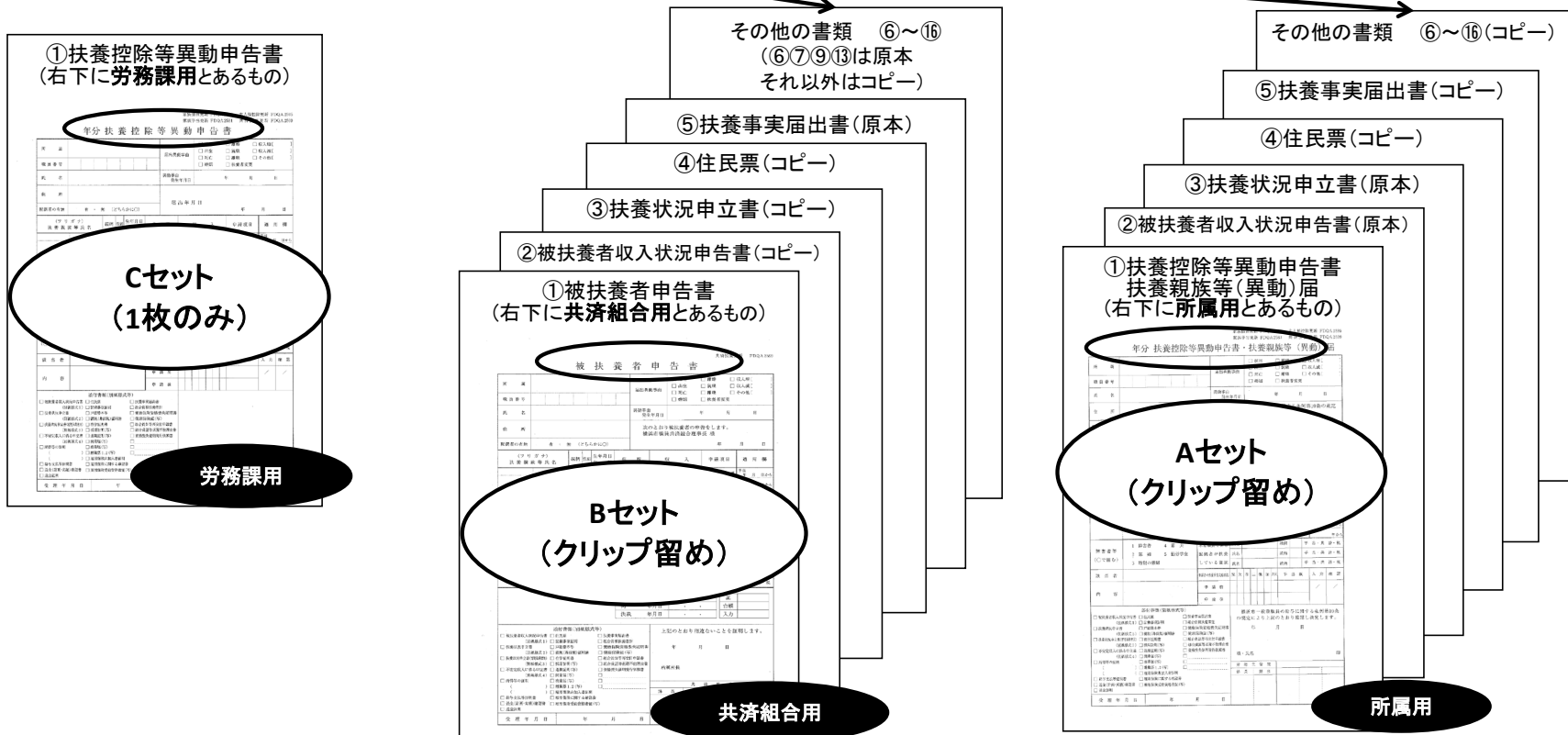
◆注意事項◆
 ・ダウンロードした書類については、記入例を参考に記入をお願いします。
 ・②、③、⑤の書類については、それぞれ扶養する親族の人数分を作成してください。

※子(高校生以上)の内、学生である者については、申告の際、申告時に在学する学校の在学証明書(原本)の提出が必要です。4月以降に、進学等で学校が変わるときは、後日、進学後の4月時現況の在学証明書も提出してください。学生でない者(在学証明書を提出しない場合)、または、学生であっても、収入のある者、もしくは令和6年4月1日時点で満20歳以上の者は、課税(非課税)証明書の提出が必要です。
 ◎提出書類については①以外の全書類をコピーしてAセットBセットの2セット用意し、原本については上記の指示に従ってAまたはBに入れてください。
 最終的に扶養手当と共済組合それぞれに同じ内容が届くようにしてください。

提出書類のクリップ留めの仕方

AセットとBセットの**2枚目以降は同じもの**です。
 どちらに原本を入れるかを下図でご確認ください。
ただし、④住民票(コピー)は、
Aセットに添付するものは【個人番号部分は全て黒塗り】してコピーをとってください。
Bセットに添付するものは【対象者以外の個人番号は黒塗り】してコピーをとってください。

- 3枚組の書類は1枚目労務課用、2枚目は共済組合用、3枚目が扶養手当用です。
- A~Cセットのそれぞれについて、以下の順番に重ねて**クリップ留め**して封入してください。
- ホチキス止めしないでください。
- 封筒にあわせ、折り曲げても構いません。
- その他の書類の順番は任意で構いません。
- 郵送料金不足に御注意ください。



扶養手当 記載例

【記入例】扶養控除等異動申告書・扶養親族等（異動）届

各項目の記入については次のとおりです。①から⑯について記入してください。

令和6年分 扶養控除等異動申告書・扶養親族等（異動）届

① 所属 総務局		届出異動事由 <input checked="" type="checkbox"/> 採用		⑥	
② 職員番号 1 2 4 9 9 9 9		届出異動事由 <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 退職		⑦	
③ 氏名 横浜 太郎		異動事由発生年月日 令和6年4月1日		⑧	
住所 横浜市〇〇区△△町×-□		届出年月日 令和6年4月1日		⑧	
配偶者の有無 有		⑤		⑧	
フリガナ 扶養親族等氏名		続柄・性別		⑫	
④ ヨコハマ		⑫ イズミ		⑫ 平成元年	
⑨ 横浜		妻 女		7月	
				7日	
				35 歳	
住所 横浜		同居・別居 <input checked="" type="radio"/> 同居		収入 なし 0 円	
ヨコハマ		ミナト		種類 なし 0 円	
横浜		港		種類 なし 0 円	
		⑬ 子 男		種類 なし 0 円	
				種類 なし 0 円	
				種類 なし 0 円	
				種類 なし 0 円	
				種類 なし 0 円	
				種類 なし 0 円	
障害者等 (チェック)		配偶者が扶養 している親族		⑬	
<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 養子(養親) <input type="checkbox"/> 養子(養子)		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他		氏名	
				続柄	
				氏名	
				続柄	
				氏名	
				続柄	
該当者		配偶者の扶養手当支給状況		⑬	
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他		配 文 子 他 加	
				手当額	
				入力	
				確認	
内容		申請前		/ /	
		申請後		/ /	

税控除については記入しないでください。

障害者等については記入しないでください。

- ① 所属：「総務局」と記入してあります。
- ② 職員番号：あなたの職員番号7桁の番号を記入してください。
- ③ ・④氏名、住所：届出をするあなたの氏名、令和6年4月1日時点の住民票上の住所を記入してください。
- ⑤ 配偶者の有無：いずれかを選択するか、○をしてください。
- ⑥ 届出異動事由：「採用」にチェックが入っています。
- ⑦ ・⑧異動事由発生年月日・届出年月日には採用予定日が入っています。
- ⑨ 扶養親族等氏名：届出をする扶養親族等の氏名を正確に記入し、フリガナを記入してください。
- ⑩ ・⑪続柄、性別：届出をする扶養親族等の続柄を選択・記入し、性別を選択するか、○をしてください。
- ⑫ 生年月日・年齢：扶養親族の生年月日、令和6年4月1日現在の年齢を記入してください。
- ⑬ 住所：同居か別居かを選択するか、○をし、別居の場合は住所を記入してください。
- ⑭ 収入：上段に「収入の種類」と「向こう1年間の推計額」を記入してください。（下段に記入は不要です。）
※ 認定には収入の限度額があるため、金額はできるだけ正確に算定してください。
※ 無収入の場合も必ず記入してください。（種類「なし」、金額欄「0円」）
- ⑮ 申請項目：扶養手当、共済の該当する欄の「増」を選択するか、○をしてください。
- ⑯ 配偶者が扶養している親族：配偶者が扶養する親族がいる場合、その扶養親族の氏名、続柄を記入し、該当項目を選択するか、○をしてください。

* 一度認定された届出内容（同居別居の別や収入状況等）に変化があった場合は、その時点で新たに届出が必要となる場合がありますので、所属の労務主管課等に御相談ください。
* 別居の場合、弟妹、障害者の申請の場合は、あらかじめお問い合わせください。

別紙 1

被扶養者収入状況申告書

令和 6 年 4 月 1 日

任命権者

所属 総務局

職員番号 124 × × × ×

氏名 横浜 太郎

被扶養者 横浜 港 (続柄 子) の収入等については、次のとおり相違ありません。

- 1 収入の有無 有 ・ **無** (該当するものに○印を付けてください。)
- 2 収入有の場合、次の該当する項目に記入してください。

1 向こう1年間の推計額
(事由発生時点から)
収入の種類

月	金額 (円)
4月	0
5月	0
6月	0
7月	0
8月	0
9月	0
10月	0
11月	0
12月	0
1月	0
2月	0
3月	0
計	0

2 当年の年間収入 (1年間分)
(4から6に含まれないすべての収入)
収入の種類

月	金額 (円)
1月	0
2月	0
3月	0
4月	0
5月	0
6月	0
7月	0
8月	0
9月	0
10月	0
11月	0
2月	0
計	0

3 送金計画 (別居の場合)
送金方法

月	金額 (円)
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
計	

4 年金収入について

種類	年額 (円)

5 事業収入

- (1) 年間収入 (見込) 円
- (2) 経費 (見込) 円
※経費の内訳は下の枠内に記入してください。
- (3) 所得 (見込) 円

6 賃貸料収入・配当収入

- ・ 利子収入等
- 年間収入 (見込) 円
- (内訳)

- ① 日付：申請する日は令和6年4月1日と記入してあります。
- ② 所属・職員番号・氏名：所属は「総務局」と記載してあります。
職員番号7桁、氏名を記入してください。
- ③ 被扶養者（扶養親族）の氏名及び続柄を記入してください。
- ④ 被扶養者（扶養親族）の収入の有無を記入してください。
- ⑤ 向こう一年の推計額：被扶養者の収入を記入してください。収入の種類は、「給与」「不動産収入」等の種類を記載してください。令和6年4月から7年3月までの収入の見込みを記載してください。
- ⑥ 当年の年間収入：被扶養者の収入を記入してください。収入の種類は、「給与」「不動産収入」等の種類を記載してください。令和6年1月から12月までの収入（当年の収入見込み）を記載してください。
- ⑦ 年金収入について：被扶養者（扶養親族）に年金収入がある場合は、記入してください。非課税のものも対象です。
- ⑧ 事業収入・賃貸料収入等：該当がある場合は記入してください。

※扶養親族1名につき1枚提出してください。

扶養状況申立書

任命権者

令和 6 年 4 月 1 日

所属 総務局
職員番号 124XXXX
氏名 横浜 太郎

被扶養者 横浜 港 (続柄 子) の状況は、次のとおりです。
該当するすべての項目の数字に○印を付けてください。
(該当しない項目はそのままにしてください。)

- ① 令和 2 年 8 月 8 日から私が主たる扶養者として、その生計を維持しています。
- ② 当該被扶養者を算定基礎とする扶養手当または民間その他のこれに相当する手当は、私以外は受けません。
- 3 離職に伴う雇用保険の申請はしません。後日これらを受給申請する場合は、ただちに扶養親族等(異動)届を申請します。
- 4 勤務先が雇用保険適用事業所ではなかった、または雇用保険非該当の公務員であったため、離職票-1、-2は提出できません。
(公務員を退職されている場合は、下記の該当する項目に○印を付けてください。)
(1) 退職に際し、雇用保険に相当する手当の受給はありません。
(2) 雇用保険に相当する手当を受給します。
- 5 雇用保険の該当がある公務員でした。
- ⑥ 住民票上同一世帯です。
- 7 その他(詳しく記入してください)

この扶養親族等の異動届については次の者と協議し、同意を得ています。

同意者氏名	被扶養者との続柄	住 所	同意者の扶養親族氏名(同意者との続柄)
横浜 泉	母	横浜市〇〇区△△町×-□	()
			()
			()
			()
			()

上記のとおり相違ありません。

なお、今回申請した親族について、申請内容に異動、訂正又は誤り等があった場合は、ただちにその旨を届出し、要件を欠いた時点以降に支給された手当等については全額返還します。

- ① 日付：申請する日は令和 6 年 4 月 1 日と記入してあります。
- ② 職員番号 7 桁、氏名を記入してください。
- ③ 届出する被扶養者の氏名及びあなたとの続柄を記入してください。
- ④ 1 に扶養を開始した日付を記入してください。
- ⑤ 2~6 について該当がある項目すべてに○を付けてください。該当しない項目はそのままにしてください。
※離職に伴う雇用保険の受給権がない場合等は、7 にその旨を記入してください。
- ⑥ 被扶養者を他に扶養する者(同意者)の氏名(自署)、同意者から見た被扶養者との続柄(配偶者が被扶養者の場合、配偶者の記入は不要です。)
※扶養親族 1 人につき 1 枚提出してください。

職員共済組合の被扶養者認定について

横浜市職員共済組合の被扶養者認定（健康保険の扶養家族）について

横浜市職員となられる皆さんは、同時に横浜市職員共済組合の組合員となります。共済組合が交付する「組合員証」が保険証となり、医療機関を受診する際は「組合員証」を提示することで保険診療を受けることができます。皆さんの「扶養家族（被扶養者）」として認定された方には「組合員被扶養者証」が共済組合から交付され、同じように保険診療が受けられます。

ただし、共済組合でいう「扶養家族（被扶養者）」とは、「**主として組合員（職員）に生計を維持されている事実があり、続柄、収入など一定の条件を満たしている家族**」のうち、**組合員が共済組合に申請し、共済組合から認定された人**をいいます。「親子」や「同居している」というだけで自動的に「扶養家族（被扶養者）」として認められるわけではありません。共済組合の「扶養家族（被扶養者）」の認定は、対象者の収入だけではなく、**組合員の扶養能力、他の家族の状況、社会通念等も含めて総合的に判断**します。

現在加入の健康保険で御家族が組合員の被扶養者として認定を受けており、共済組合でも引き続き被扶養者として申請される場合は以下をお読みになり、必要書類をそろえて決められた期日までに申請してください。

【共済組合の「扶養家族（被扶養者）」の認定基準】

（税の扶養控除、扶養手当とは認定基準が異なります）

◎次の①～③、対象が父母の場合は更に④～⑥の要件を全て満たしていることが必要です。

① **主に組合員の収入で生活していること**

対象者の生活費の半分以上を組合員が負担していること

- ② 組合員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、または、組合員の先述の親族を除いた三親等内の親族で組合員と同一世帯に属している人
- ③ 対象者の収入が組合員の収入の1/2未満であり、かつ、次の認定基準額範囲内であること

認定対象者	年間収入	1か月当たりの収入	雇用保険・傷病手当金の日額
一般	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上 または、障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

（注）「収入」には、遺族年金・障害年金・傷病手当金・出産手当金・雇用保険等の非課税収入をはじめ、個人年金や企業年金など他の各種年金や不動産収入、株の保有で生じる配当金等も含まれます。ここでいう「収入」とは、事業収入や不動産収入における「所得」（必要経費を差し引いた後の金額）のことではありません。

税金の扶養は1月から12月の収入で判定されますが、**共済組合の被扶養者認定にあたっては認定時から将来にむけての恒常的な収入で判定します。**そのため、パートやアルバイト等であっても、雇用条件（時給、勤務時間、勤務日数）や実態から見て、向こう1年間の収入見込額が130万円以上（月額108,334円以上。ただし60歳以上又は障害年金受給者は年額180万円以上、月額15万円以上）であると判断されるときには、「扶養家族（被扶養者）」として認定されません。

（注）雇用保険や傷病手当金については、実際に受給する合計金額ではなく、「基本手当日額」で判定します（基準額以上の日額を受給されているときは、受給終了後でなければ認定されません）。

◎父母の認定に際しては、さらに次の④～⑥の要件を満たす必要があります。

- ④ 対象者の収入が認定基準額の範囲内であり、かつ、父母の合計収入額が合算認定基準額の範囲内であること（夫婦間の扶助義務の観点から、父母の収入は合算でも判断します。）

対 象	合算認定基準額（2人分）
父母ともに60歳未満	収入合計が260万円未満
60歳未満の方と、60歳以上の方又は障害年金受給者	収入合計が310万円未満
父母ともに60歳以上、又は障害年金受給者	収入合計が360万円未満

- ⑤ 当該組合員以外にも親と同居している兄弟姉妹がいる場合は、原則として当該組合員の収入が一番多いこと
 ⑥ 当該組合員に扶養する配偶者や子がいる場合には、配偶者や子を扶養した上で、さらに親を扶養できる収入があること

※ 親の家で暮らして自分の食費として毎月数万円を家に入れている状況では、親を「扶養している」とは言えません。

また、収入のあった父母が定年退職等で離職し、無収入あるいは年金だけになったからといって、すぐに子供に扶養されなければ生活が成り立たないとは、社会通念上考えにくいものです。

そのため、収入基準額を満たしていても、当該組合員が扶養しなければならない事情や生計を維持している実態があるなど、今後の継続性や社会通念等を総合的に勘案して認定の可否を判断します。

なお、同居（住民票での同一世帯）を原則としますが、別居の場合には送金等の要件も満たす必要があります（**P.15** 5「別居の家族を「扶養家族（被扶養者）」として申告する場合」参照）。

《父親に基準以上の収入がある場合に母親のみの扶養申請をする場合》

夫婦は同居し、互いに協力し扶助し合う義務があります（民法752条）ので、「収入がない、または収入が少ない母親の生計維持の主体は、まず収入のある父親にある」とするのが通常の見解です。

このため、**単に母親の収入が基準額範囲内であるからと言って認定はしません。**

母親のみを被扶養者に申請するためには、父親ではなく組合員が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあること（具体的な事情等）を申告していただくことが必要です。

（母親に収入がある場合に父親のみを申請する場合も同様です。）

注意

生計維持関係の実態がないのに、単に国民健康保険料（税）を節約するために共済組合の「扶養家族（被扶養者）」になるということは認められません。扶養の実態がない家族が認定を受けたことが判明した場合は、「扶養家族（被扶養者）」の資格は遡って取り消され、当該期間中に発生した医療費及びその他給付金を返還していただくことになります。

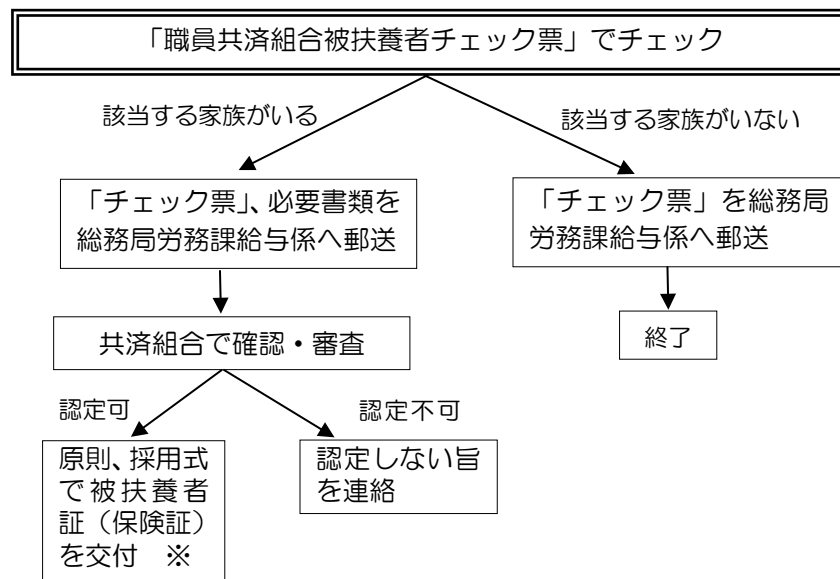
「扶養家族（被扶養者）」の認定に当たっては、上記①～③（父母の場合は①～⑥）の要件だけではなく、そのほかにも組合員（職員本人）の扶養能力、他の家族の状況、社会通念等を総合的に勘案し、認定の可否を判断しています。

また、「扶養家族（被扶養者）」の認定基準は保険者（健康保険）によって異なる場合もあるため、以前の勤務先の健康保険で認定されていた家族が横浜市職員共済組合でも認定されるとは限りません。

- ※ 75歳以上の家族は、後期高齢者医療制度に加入するため、「扶養家族」にはなりません。
- ※ 個人事業主（自営業者）や法人の役員等になっている家族は、原則として「扶養家族（被扶養者）」には認定しません。
- ※ 同居（住民票上同一世帯）を原則とします。下宿する学生以外の別居の家族を「扶養家族」とする場合は、送金等の要件も満たす必要があります。

【共済組合へ「扶養家族（被扶養者）」の申請をする場合】

書類提出と扶養認定の流れ



※ 書類が不足していたり、審査の過程で、他に書類の提出をお願いすることや提出された書類の内容について確認を要したりすることがあると、組合員被扶養者証の交付が配属後になる場合があります。

また、配偶者と子以外の家族（親など）については、慎重な認定事務が必要となるため、組合員被扶養者証の交付は配属後になります。

「扶養家族（被扶養者）」に認定された方で、4月1日以降、医療機関を受診する際に「組合員被扶養者証」が提示できなかった場合は、医療機関の指示に従ってください。医療機関で精算できなかった場合は、配属後に所属の共済組合事務担当課を通じて療養費の請求をしてください。

● 「扶養家族（被扶養者）」の申請をする場合、共通して必要な書類

- ① **被扶養者申告書**（扶養控除等異動申告書・扶養親族等（異動）届のうち共済組合用）
1枚の申告書に被扶養者3人まで記載することができます。対象者が4人以上の場合は複数枚ご用意ください。
- ② **世帯全員の氏名、続柄の記載がある、認定対象者の個人番号入り住民票のコピー**
（対象者以外の個人番号は黒塗りしてコピーしたもの）
外国籍の家族を含む場合は、外国籍の家族の国籍、在留資格、在留期間、満了の日等の記載のあるもの。
申告する「扶養家族（被扶養者）」が複数いる場合でも共通して1通あれば可。
※ 別居している家族を申請する場合は、別居している家族世帯の住民票および続柄の確認できる戸籍謄本も提出が必要です。

③ 扶養事実届出書

申告する「扶養家族（被扶養者）」1人につき1枚作成してください。

④ 「扶養家族（被扶養者）」が現在使用している保険証の写し

⑤ 各種医療証の写し

「扶養家族（被扶養者）」が「重度障害者医療証」、「ひとり親家庭等医療助成事業医療証」、「特定疾患医療受給者証」、「自立支援医療受給者証」など（制度の名称は市町村により異なることがあります。）の医療証を交付されている場合は、その写し。「小児（乳幼児）医療費助成事業医療証」については交付されていても写しの提出は必要ありません。

なお、小児（乳幼児）医療費助成制度の対象年齢となっているが、所得制限等により非該当である場合には、採用後に共済組合へ非該当届の提出が必要です。

●対象者、状況に応じて必要な書類

1 配偶者を「扶養家族（被扶養者）」として申告する場合

上述①②③④⑤に加えて、

○ 配偶者の令和5年度課税（非課税）証明書

（令和5年1月1日現在、お住まいの市区町村の住民税担当窓口で発行されます。市区町村によっては名称が異なる場合もありますが、必ず「給与支払金額、控除額、所得の種類等の明細が記載された収入金額のわかる詳細なもの」を取得してください。）

さらに配偶者の収入状況に応じて提出が必要な書類

状況① 給与収入（パート・アルバイト等も含む）がある場合

○ 雇用契約書（写）※

○ 直近3か月分の給与明細書（写）

○ 令和5年分の源泉徴収票（写）

※ 雇用契約書は、ひと月あたりの見込み収入額を確認できる内容のものをご提出ください。

状況② 事業収入や不動産収入等給与以外の収入がある場合

○ 令和5年分の確定申告書の写し一式（収支内訳書や青色申告決算書など含む）※

※ 状況によりさらに過年度の申告書写しなどの提出を追加でお願いする場合があります。

状況③ 令和6年4月1日から過去1年以内に退職している場合

状況④ 令和6年4月1日から過去1年以内に雇用保険受給期間・雇用保険延長期間がある場合

状況⑤ 既に退職し現在無職無収入だが課税証明書に給与収入額の表記がある場合

○ 雇用保険に関する確認書、および確認書の選択項目に応じた添付書類

（添付資料は、雇用保険に関する確認書 提出時に必要な添付書類等を必ず参照してください。）

○ 令和4年・令和5年分源泉徴収票のうち、退職した年の分の源泉徴収票（写）

状況⑥ 年金を受給している場合（障害年金等の非課税年金も含む）

○ 直近の振込通知書もしくは年金額改定通知書の写し等年金の受給額を確認できる書類

※ 配偶者が、3月31日までに退職する予定で、4月1日から「扶養家族（被扶養者）」としたい場合には、配属後に所属の共済組合事務担当課を通じて4月30日までに申請してください。

※ **雇用保険（失業給付）や傷病手当金については、基本手当日額で判断します。**雇用保険や傷病手当金を受給中で日額が基準額（3,612円未満、60歳以上又は障害年金受給者は5,000円未満）を超えている家族は受給終了まで認定できません。受給終了後に申告してください。

配偶者に係る国民年金第3号の届出について

共済組合の「扶養家族（被扶養者）」に認定された20歳以上60歳未満の**配偶者**は、国民年金第3号被保険者に該当しますが、別途届出が必要です。各所属での証明が必要なため、**配属後に**次の書類を所属の共済組合事務担当課（区・局の総務課、職員課、人事課等）に提出してください。

- (1) 国民年金第3号被保険者関係届※
- (2) 個人番号（マイナンバー）で届け出る場合は、職員と配偶者それぞれの個人番号通知カード（写）または個人番号カード（写）。基礎年金番号で届け出る場合は、職員と配偶者それぞれの年金手帳（写）または基礎年金番号通知書（写）。
※ 該当の方には上記(1)の届出用紙を被扶養者証と一緒にお渡しします。また、(1)の用紙は横浜市職員共済組合のWebサイトからダウンロードすることもできます。

2 18歳未満の子、18歳以上の学生の子を「扶養家族（被扶養者）」として申告する場合

上述①②③④⑤に加えて、

☆高校生以上の学生の場合

- **在学証明書（学生証の写しは不可）**

※ 4月以降、進学で学校が変わるときは進学後の在学証明書も後日必ず提出してください。進級で学校の変更がないときには再度の在学証明書の提出は必要ありません。

☆住民票を親元に置いたまま別居している学生の場合

- **入寮許可証の写しやアパート等の賃貸借契約書の写しなど現在の居住地を確認できる書類**

☆令和6年4月1日時点で満20歳以上となる場合、20歳未満でも子自身に収入がある場合

- **子の令和5年度課税（非課税）証明書**

（令和5年1月1日現在、お住まいの市区町村の住民税担当窓口で発行されます。市区町村によっては名称が異なる場合もありますが、**必ず「給与支払金額、控除額、所得の種類等の明細が記載された収入金額のわかる詳細なもの」**を取得してください。）

さらに子の収入状況に応じて提出が必要な書類

状況① 給与収入（パート・アルバイト等も含む）がある場合

- **雇用契約書（写）※**
- **直近3か月分の給与明細書（写）**
- **令和5年分の源泉徴収票（写）**

※ 雇用契約書は、ひと月あたりの見込み収入額を計算できる内容のものをご提出ください。

状況 年金などその他収入がある場合、過去1年以内に退職している場合等

P.12 **さらに配偶者の収入状況に応じて提出が必要な書類** を参照してください。

注意

※ 収入のある配偶者が子の扶養手当に相当する手当（家族手当等）を受けている場合は、子の主たる生計維持者は配偶者と判断するため、その子を当共済組合の「扶養家族（被扶養者）」とすることはできません。

※ 子が3月31日までは配偶者の扶養だが、4月1日から自分の「扶養家族（被扶養者）」としたい場合は、4月1日以降に配偶者の健康保険で発行される資格喪失証明書が必要となるため、採用式で証交付は行いません。配属後に所属の共済組合事務担当課を通じて4月30日までに子の扶養者変更の手続きをしてください。

3 60歳以上の親を「扶養家族（被扶養者）」として申告する場合

上述①②③④⑤に加えて、

○ 親の令和5年度課税（非課税）証明書

（令和5年1月1日現在、お住まいの市区町村の住民税担当窓口で発行されます。市区町村によっては名称が異なる場合もありますが、必ず「給与支払金額、控除額、所得の種類等の明細が記載された収入金額のわかる詳細なもの」を取得してください。）

○ 組合員と対象者の続柄、及び組合員以外の対象者の子の有無を確認できる戸籍謄本

☆ 両親が健在で、母（又は父）のみを申請する場合

○ 父（又は母）の令和5年度課税証明書

○ 給与収入がある場合は父（母）の令和5年分の源泉徴収票（写）

○ 年金受給者の場合は最新の年金振込通知書等、父（母）の年金受給額がわかる書類（写）

☆ 当該組合員以外にも親と同居している兄弟姉妹がいる場合

○ 同居の兄弟姉妹の令和5年度課税証明書

○ 同居の兄弟姉妹の令和5年分の源泉徴収票（写）

※ 状況により、その他の書類提出をお願いすることもあります。

さらに親の収入状況に応じて提出が必要な書類

状況① 給与収入（パート・アルバイト等も含む）がある場合

○ 雇用契約書（写）※

○ 直近3か月分の給与明細書（写）

○ 令和5年分の源泉徴収票（写）

※ 雇用契約書は、ひと月あたりの見込み収入額を確認できる内容のものをご提出ください。

状況② 年金などその他収入がある場合、過去1年以内に退職している場合等

P. 12 **さらに配偶者の収入状況に応じて提出が必要な書類** を参照してください。

4 18歳以上60歳未満の学生ではない子・親・兄弟姉妹等を「扶養家族（被扶養者）」として申告する場合

18歳以上60歳未満の方は就労可能な年齢にあり、組合員の経済的支援がなくても自立して生活できる場合が多くあります。そのため、「扶養家族（被扶養者）」になるためには、在学証明書や医師の診断書、障害者手帳の写しなどの書類の提出により、就労できない状態にあることを証明し、組合員が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることの証明が必要です。

また、民法上、母であれば父（夫婦間）、兄弟姉妹であれば親の扶養義務の方が強いとされています。他の家族（優先扶養義務者）の状況、社会通念等を厳正に総合的に勘案し、認定の可否を判断しています。

4に該当する対象の扶養申請をされる場合は必ず事前に共済組合へご相談ください。

5 別居の家族を「扶養家族（被扶養者）」として申告する場合

同居要件での提出書類のほかに、次の書類が必要です。（ただし、子が進学を理由に別居した場合（以下、「子の進学による別居」という。）は提出不要）。

- 誰から誰にいつ・いくら送金したのかが客観的に見て分かる書類のコピー
- 送金（計画・実績）確認書※

※ 送金（計画・実績）確認書は、横浜市職員共済組合のウェブページの申請書類一覧の中に掲載しています。送金関係の添付書類の詳細については、共済組合へ直接お問い合わせください。

なお、別居扶養（子の進学による別居を除く）に関しては、同居要件のほかに、次の要件を満たす必要があります。

- 認定対象者が組合員の祖父母、父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹のいずれかであること。
配偶者の親（義父母）や養子縁組をしていない配偶者の子等については、別居の場合、「扶養家族（被扶養者）」の認定はできません。
- 対象者の収入と同額以上の送金があること。
対象者の生活費の半分以上の金額が、組合員の継続的な送金によるという実態があること。
- 送金は、『公的第三者によって証明できる方法』（金融機関での振込等）であること。
手渡しは、第三者が証明することができないため一切認めていません。
また、生活費としての送金であるため、毎月送金を原則とし、賞与時にまとめて送金するという方法は認められません。
- 対象者の収入と送金の合計額が、原則として全国標準世帯生計費（☆）以上であること。
- 送金後の組合員の手元に、同居する扶養家族の分も含めた生計維持費相当分が残ること。

別居家族の扶養認定については、単に対象者の収入以上の仕送りをしているか否かにとどまらず、対象者の収入＋仕送りの合計額が、生計維持費（※）として妥当かどうかについても社会通念に照らし合わせて判断します。

（※ 日常の衣食住に関連した通常的生活費を指します。預貯金、資産購入、借金返済、外国旅行などの費用援助等は対象となりません。）

単に小遣い程度の送金をしている場合や、少額の送金で対象者の生計が成り立つ実態があるにもかかわらず、認定を得るための要件に合致させる送金をしていると判断できる場合など、基準を満たしていても実態とかけ離れていたり、社会通念上妥当性を欠くと共済組合が判断した場合は、認定しません。

また、認定対象者が施設等に入所し、その費用を認定対象者の収入で賄える場合は「扶養家族（被扶養者）」として認定しません。

子の進学による別居以外の別居家族については、申請される前に共済組合へご相談ください。

（☆）全国標準世帯生計費

総務省の統計調査に基づき一般の標準的な生活の水準を求め、人事院から公表される数値です。数値は年ごとに更新されます。令和5年公表の数値は1名：120,910円、2名：125,080円、3名：170,620円です。

横浜市職員共済組合 Web サイト <http://www.yokohama-kyosai.or.jp/>

職員共済組合 医療福祉課医療給付係
扶養担当： 田中・石川・遠山・野上
TEL (045) 671-3402
FAX (045) 641-0915

扶養事実届出書の提出と記入について

- 被扶養者の実態を確認、把握したうえで必ず組合員自身が記入してください。事実と相違することや虚偽が判明したときは認定日に遡って扶養を取消します。
- 出生した子を届出する場合で配偶者も被扶養者になっているとき、この用紙の提出は必要ありません。配偶者が被扶養者でないときには被扶養者として申告する対象者(子)の氏名欄(太枠)と「2協議者」欄に記入してください。
- 申告対象の被扶養者が複数名のとき、一人につき1枚記入してください。
- 該当するすべての欄に記入のうえ、記入漏れがないことを確認してから記入日を記載し自署してください。記入漏れがあると認定が遅れますのでご注意ください。

1 被扶養者として申告する対象者の状況について

A申告前の保険

- ◇申告前の状況について該当番号に○及び記入してください。
- ◇現在加入中の医療保険があるときは保険証の写しを提出してください。申告時すでに資格喪失している場合は健康保険資格喪失証明書(原本)を提出してください。
- ◇任意継続保険に加入しているときは認定できません。
- ◇国民健康保険に加入の場合は国民健康保険証の写しを提出してください。
- ◇無保険の場合は時期と理由を記入してください。
- ◇医療機関受診時に保険証以外に提出している公費負担の医療証があるとき、該当のものにチェックしその写しを提出してください。
- ◇1健康保険または2共済組合に加入していた1被保険者または組合員(2任意継続者を含む)は保険者名(健保名)と記号番号を記入してください。

B恒常的な年間収入

- ◇該当する番号に○をつけ必要事項を記入し金額を記入してください。
- ◇1 申告時現在収入がないときはa無職またはb学生に○をつけてください。学生とは認定要件に規定する学生のことをさします。学生であっても収入があるときは2に記入してください。
- ◇2及び3の収入は申告時から先1年間の見込額を記入してください。
- ◇2 給与収入のあるときは雇用契約書や労働条件通知書等雇用形態や勤務条件がわかる書類と直近3か月分の給与明細書写しを提出してください。状況により3か月以上の給与明細書写しを提出していただくことがあります。提出できないときは、共済組合所定の「給与支払等証明書」に勤務先から証明をもらって提出してください。
- ◇3 年金収入は遺族年金、障害年金、老齢年金、企業年金、個人年金、恩給など課税・非課税を問わず恒常的にあるすべてのものが対象となります。個人年金も定期的に生活費として受給しているときは対象となります。
- ◇4及び5は控除前の収入確認のため、税務署受付日のわかる確定申告書一式(青色申告含む)写しを提出してください。(電子申告の場合であっても同じ)さらに、不動産の所有権移転による被扶養者申告に該当するときは登記上の所有権移転日がわかる登記簿謄本写しまたは登記事項証明書写しを提出してください。
- ◇6 利子や配当金については通知書の写しや確定申告書一式写しなど状況に応じて提出してください。
- ◇7 該当する項目に○をつけ、その受給期間と日額を記入してください。
- ◇8 その他上記に該当のない収入があるときは具体的に記入してください。

C対象者の配偶者の有無

- ◇被扶養者として申告する対象者に配偶者がいる場合は「有」に○をしてください。配偶者の収入状況等の確認資料をあわせて提出してください。ただし、組合員自身の配偶者を申告するときは必要ありません。
- ◇被扶養者として申告する対象者に配偶者がいない場合は「無」と該当の「未婚・離婚・死亡」のいずれかに○をしてください。平成19年4月以降の離婚で年金分割制度による年金受給の該当がある場合は、年金証書等写しを提出してください。死亡のときは亡くなった日と生前の職業を記入してください。遺族年金等の金額がわかる年金証書、裁定通知書、支払通知書などの写しを提出してください。

D雇用保険について

- ◇申告前の状況について該当する番号に○をつけてください。直前は無収入であっても課税証明書に給与収入等がある場合や項目に該当があるときは必ず該当する番号に○をしてください。
- ◇2から9に該当のときは「雇用保険に関する確認書」とともに該当の添付書類を提出してください。
- ◇1 申告前には仕事をしていなかったときで、(非)課税証明書に収入の記載がないときは1に○をしてください。
- ◇2 加入していたが雇用保険を受給する意思がないときは2と離職票の有無に○をしてください
- ◇3 加入期間不足のため受給資格がないときは3に○をしてください。ただし、1件の離職票では該当にならなくても複数枚通算すると受給資格があるときは該当の手続きをしてください。

- ◇4 加入していたので資格もあるため、待期及び給付制限後に受給予定のときは4に○をしてください。基準額を超える雇用保険受給開始の際は、遅滞なく扶養から外れる手続きをしてください。
- ◇5 受給期間の延長申請をする予定のときは5に○をしてください。後日、受給期間延長通知書を提出していただきます。
- ◇6 すでに受給期間延長の申請済のときは、6に○をしてください。
- ◇5及び6は受給延長期間が終了し受給開始になったときに被扶養者から外す手続きをしてください。
- ◇7 未加入だったときはその状況により添付書類が異なります。
- ◇8 受給終了のとき、就職できていないときに被扶養者の申告ができます。
- ◇9 受給予定あるいは受給中であるが基本手当日額が基準額範囲内のとき、被扶養者の申告ができます。
- ◇10 1から9に該当しない状況があるとき記入してください。

E 離職について

- ◇令和4年1月1日以降に離職しているときは直近の状況を記入してください。
- ◇離職時期が申告時より過去1年以上前であっても、課税証明書に給与収入の記載がある場合等は必ず記入してください。
- ◇退職金は一時金なので収入に含めませんが、配偶者以外の認定審査のとき確認する必要がありますので事実を記入し届出してください。
- ◇離職事由は「自己都合」などではなく妊娠・出産・育児、介護・看護、病気・けがなどの具体的な理由を記入してください。
- ◇傷病手当金受給の場合で日額の基準を超えるときは被扶養者として認定できませんが、傷病手当金の受給を被扶養者の申告以降受給しないという確認ができたときは認定できる可能性があります。申告時現在受給中の有無だけでなく、今後遡って受給できる可能性を確認してください。そのときは別途、確認書類を提出していただきます。

F 個人事業者ですか

- ◇原則として個人事業者は被扶養者として認定しませんが、状況により認定される場合があります。

G 法人の役員になっていますか

- ◇原則として法人の役員になっているときは被扶養者として認定しませんが、状況により認定される場合があります。

2 協議者

- ◇申告する対象者について他に扶養し得る者の有無と能力の確認、及びその者から組合員が今後扶養することの同意を得ていることを確認します。
- ◇協議者の続柄と状況により収入比較が必要となりますので、同時期同状況で収入比較できる書類を別途提出していただきます。
- ◇子を申告するとき、被扶養者になっていない配偶者の記入と同意は必要ですが、組合員が扶養手当を申請するときは収入比較の必要はありません。
- ◇父母を申告するときは同居別居にかかわらず兄弟姉妹等すべて記入してください。それを確認できる戸籍謄本等も必要です。戸籍は親子兄弟姉妹等が客観的に確認できるものが必要です。必ずしもそれぞれの現在のものということではありませんので、確認してから取得してください。状況により収入比較が必要になります。片親だけを申告するときはその(生存)配偶者の協議同意と収入確認も必要になります。

3 組合員が扶養することになった理由を記入してください。(出生時は記入不要)

- ◇申告した者をすべて被扶養者として認定できるわけではありません。学生や障害のある者等以外の就労可能年齢の者については通常稼働能力があるものと考えられることから被扶養者の対象としません。(配偶者を除く。)ただし、扶養事実や実態等により認定する場合があります。組合員が対象者の主たる生活費を支えなければならなくなった事情や経緯などの詳細を記入してください。(例「離職したため無収入になった」等だけの記載は不可)

4 対象者の今後の予定について記入してください。(出生時は記入不要)

- ◇申告時の状況は一時的なものであるため、仮に被扶養者として認定されてもその資格が継続するというものではありません。今後の就労見込みや稼働状況について具体的見通しを詳細に記入してください。(例「今後就職活動をしていく」だけの記載や「しばらく様子を見守りたい」等の記載は不可)
- ◇学生や障害のある者等以外の就労可能年齢の通常稼働能力があるもの(配偶者を除く)を対象者として申告するときは必ず詳細を記入してください。

扶養事実届出書記載例

【書き方見本】子の申告

扶養事実届出書

(2枚のうちの2枚目)

職員番号						所属	組合員氏名
1	2	4	3	2	1	0	総務局 共済次郎

1 被扶養者として申告する対象者の状況について

氏名	共済みなと	続柄	子	生年月日	昭和 平成 令和	30年8月1日	(5歳)
----	-------	----	---	------	----------------	---------	------

A 申告前の 保険	加入していた医療保険	加入区分	資格喪失年月日	喪失理由	他に該当の医療証
	1 健康保険	1 被保険者または組合員 2 任意継続被保険者(組合員) 3 被扶養者	年月日	1退職のため 2任意継続満了 3被扶養者非該当 4その他(理由:)	<input type="checkbox"/> 重度障害者医療証 <input type="checkbox"/> (ひとり親)福祉医療証 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証 <input checked="" type="checkbox"/> 乳児医療証(※は横浜市外に居住の方のみご提出ください)
	2 共済組合	<input checked="" type="checkbox"/> 現在継続中			
	3 国民健康保険				

加入していた医療保険が1健康保険または2共済組合で加入区分が1または2のとき保険者名と記号番号(国民健康保険のときは記入不要)→	保険者名(健保名)	記号	番号
	〇〇健康保険組合	321	98654

B 恒常的な 年間収入	種類	年間収入額(7は日額で記入)	C 対象者の配偶者の有無(組合員自身の場合は不要)	
	1 収入なし	0円	有	→配偶者の収入状況等確認が別途必要です
	a 無職		無	未婚・離婚・死亡
	b 学生			離婚のとき(離婚分割による年金受給の有無:有・無) 死亡のとき(死亡日 年月日 生前の職業:)
	2 給与収入(パート・バイト含)	円	D 雇用保険について	
	3 年金収入	円	1 勤めていなかったため該当がない	
	ない場合は理由を記入→		2 加入していたが受給の意思がない(離職票→有・無)	
	4 不動産収入	円	3 加入していたが期間不足のため受給できない	
5 事業・営業収入	円	4 加入していたので給付制限後に受給予定である		
6 利子・配当金	円	5 受給期間延長予定である		
7 傷病手当金、出産手当金、雇用保険	日額 円	6 現在受給期間延長中である		
(上記該当に〇印) 受給期間 年月日～年月日まで		7 未加入だった		
8 その他()	円	8 受給終了済		
合計	0円	9 受給(予定)中であるが基本手当日額が基準額範囲内である		
		10 その他(記入:)		

E 離職について(令和4年1月1日以降に離職しているときは必ず記入してください)

直近の離職日	年月日	退職金 無・有(金額 円)	離職事由
勤務年数	年 月	申告対象者が組合員の配偶者のときは記入不要	
傷病手当金受給(今後請求可能な資格を含む)の有無	有・無		

F 個人事業者ですか	はい・いいえ	G 法人の役員になっていますか	はい・いいえ
------------	--------	-----------------	--------

2 協議者

続柄は認定対象者からみた続柄。子を申告する場合は被扶養者でない配偶者を記入してください。父母を申告する場合は同居・別居を問わず、組合員の兄弟姉妹全員について記入してください。その他、続柄により記入していただく方が異なります。

氏名	続柄	住所	職業	組合員が対象者を扶養することについて協議し同意を得ていますか
共済 花子	母	横浜市〇区〇町1-2-3-405	会社員	はい・いいえ
				はい・いいえ
				はい・いいえ
				はい・いいえ
				はい・いいえ

お子さんを扶養申請する場合で、配偶者は被扶養者として申請しない場合には、必ず協議者欄に記入してください。なお、「続柄」は対象者から見た場合の続柄です。

3 組合員が扶養することになった理由を記入してください。(出生時は記入不要)

出生時から私が扶養しています。

4 対象者の今後の予定について記入してください。(出生時は記入不要)

学業を終えて就職するまで私が扶養する予定です。

横浜市職員共済組合理事長様

上記のとおり、事実と相違ないことを届出します。今後、被扶養者の要件に該当しなくなったときは、速やかに申告するとともに保険給付の戻入が生じた場合は全額返還します。

令和6年2月6日

【書き方見本】配偶者の申告

扶養事実届出書

(2枚うちの1枚目)

職員番号		所属	組合員氏名
1	2	4	0
1	2	3	
		総務局	横浜 太郎

1 被扶養者として申告する対象者の状況について

氏名	横浜 花子	続柄	妻	生年月日	昭和 平成 令和	5年7月7日	(30歳)
----	-------	----	---	------	----------------	--------	-------

A 申告前の 保険	加入していた医療保険	加入区分	資格喪失年月日	喪失理由	他に該当の医療証
	1 健康保険	1 被保険者または組合員 2 任意継続被保険者(組合員)	年 月 日	1退職のため 2任意継続満了	<input type="checkbox"/> ④ 重度障害者医療証 <input type="checkbox"/> ⑤ (ひとり親)福祉医療証 <input type="checkbox"/> ⑥ 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> ⑦ 特定疾患医療受給者証 <input type="checkbox"/> ⑧ 特定疾病療養受療証 <input type="checkbox"/> ⑨ 乳児医療証(⑨は横浜市外に居住の方のみご提出ください)
	2 共済組合	3 被扶養者	<input checked="" type="checkbox"/> 現在継続中	3被扶養者非該当	
	3 国民健康保険			4その他(理由:)	

加入していた医療保険が1健康保険または2共済組合で加入区分が1または2のとき保険者名と記号番号(国民健康保険のときは記入不要)→	保険者名(健保名)	記号	番号
	〇〇健康保険組合	123	45678

B 恒常的な 年間収入	種類	年間収入額(7は日額で記入)	C 対象者の配偶者の有無(組合員自身の場合は不要)	
	1 収入なし	0円	有	→配偶者の収入状況等確認が別途必要です
	a 無職		無	→未婚・離婚・死亡
	b 学生			離婚のとき(離婚分割による年金受給の有無:有・無)
	2 給与収入(パート・バイト含)	円		死亡のとき(死亡日 年 月 日生前の職業:)
	3 年金収入	円	D 雇用保険 について	1 勤めていなかったため該当がない
	ない場合は理由を記入→			2 加入していたが受給の意思がない(離職票→有・無)
	4 不動産収入	円		3 加入していたが期間不足のため受給できない
	5 事業・営業収入	円		4 加入していたので給付制限後に受給予定である
6 利子・配当金	円	5 受給期間延長予定である		
7 傷病手当金、出産手当金、雇用保険	日額 円	6 現在受給期間延長中である		
(上記該当に〇印) 受給期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで		7 未加入だった		
8 その他()	円	8 受給終了済		
合計	0円	9 受給(予定)中であるが基本手当日額が基準額範囲内である		
		10その他(記入:)		

E 離職について(令和4年1月1日以降に離職しているときは必ず記入してください)

直近の離職日	令和4年 4月 30日	退職金 無・有(金額 円)	離職事由
勤務年数	2年 1 か月	申告対象者が組合員の配偶者のときは記入不要	出産のため
傷病手当金受給(今後請求可能な資格を含む)の有無	有・無		

F 個人事業者ですか	はい いいえ	G 法人の役員になっていますか	はい いいえ
------------	--------	-----------------	--------

2 協議者

続柄は認定対象者からみた続柄。子を申告する場合は被扶養者でない配偶者を記入してください。父母を申告する場合は同居・別居を問わず、組合員の兄弟姉妹全員について記入してください。その他、続柄により記入していただく方が異なります。

氏名	続柄	住所	職業	組合員が対象者を扶養することに ついて協議し同意を得ていますか
				はい・いいえ
				はい・いいえ
				はい・いいえ
				はい・いいえ
				はい・いいえ

3 組合員が扶養することになった理由を記入してください。(出生時は記入不要)

令和4年4月末に離職してから無収入のため、採用以前から私が扶養しています。

4 対象者の今後の予定について記入してください。(出生時は記入不要)

子どもが小さいので今は育児に専念しています。子どもの手が離れたら、また就職したいと考えています。

横浜市職員共済組合理事長様

上記のとおり、事実と相違ないことを届出します。今後、被扶養者の要件に該当しなくなったときは、速やかに申告するとともに保険給付の戻入が生じた場合は全額返還します。

令和6年2月6日